

## 台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付要綱

平成27年7月27日制定  
27台都住第288号

### (目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の継続居住を促進するため、これに資すると認められる住宅のリフォーム工事（以下「工事」という。）を行った者に対して、予算の範囲内において助成金を交付し、安全に安心して子育てができる居住環境を整備することを目的とする。

### (対象者)

第2条 子育て世帯住宅リフォーム支援の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次条に規定する住宅に居住している又は居住予定であること（居住している者にあつては、住民登録を有するものとし、居住予定の者にあつては、工事完了日から30日以内又は工事完了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに居住し、住民登録を行うものとする。）。
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「高校生以下の子供」という。）を扶養し、かつ、同居している又は同居予定であること（同居している者にあつては、住民登録を有するものとし、同居予定の者にあつては、工事完了日から30日以内又は工事完了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに同居し、住民登録を行うものとする。）。ただし、高校生以下の子供を扶養していない場合において、本人又は同居（同居予定である場合を含む。）している配偶者が出産前であり、かつ、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の規定による母子健康手帳の交付を受けている場合は、高校生以下の子供を扶養しているものとみなす。
- (3) 工事について、国、東京都又は東京都台東区（以下「区」という。）で実施している他制度による助成金等を受けていないこと。
- (4) 本人、配偶者及び同居（同居予定である場合を含む。）している者（以下「同居者」という。）（以下これらを「本人等」という。）が同一住宅において過去にこの制度による助成金を受けていないこと。
- (5) 本人等の前年（第6条の規定による交付申請を1月から6月までに行う場合にあつては、前々年）の地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第2項に規定する総所得金額の合計が1,200万円以下であること。
- (6) 本人等が住民税を滞納していないこと。
- (7) 次条に規定する住宅が本人の所有に属さない、又は複数の者の所有に属する場合は、工事について所有者全員の承諾を得ていること。

### (対象住宅)

第3条 助成の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、対象者が自ら居住してい

る又は居住予定である区内の住宅とする。ただし、マンション等共同住宅にあつては、専有部分のみとする。

(対象工事)

第4条 助成の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象工事に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1とし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。ただし、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、対象工事に着手する前に、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、東京都台東区長（以下、区長という。）に提出しなければならない。ただし、区長は、申請者、配偶者及び同居者（以下「申請者等」という。）の同意を得て、公簿等により確認できる書類については、その添付を省略させることができる。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 設計計画書（第3号様式）
- (3) 工事見積書（対象工事に要する費用の内訳及び宛名に申請者の氏名が明記されたもの）の写し
- (4) 工事着手前の写真
- (5) 申請者等の住民票の写し
- (6) 申請者等の住民税の課税証明書及び納税証明書
- (7) 対象住宅の建物の登記事項証明書
- (8) 対象住宅の所有者の承諾書（対象住宅が申請者の所有に属さない場合に限る。）
- (9) 対象住宅の共有者の承諾書（対象住宅が複数の者の所有に属する場合に限る。）
- (10) 母子健康手帳の写し（第2条第2号ただし書の規定により、小学生以下の子供を扶養しているものとみなす場合に限る。）
- (11) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定により行った交付申請を取り下げるときは、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付申請取下届出書（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

（工事の着手）

第9条 対象工事の着手は、第7条第1項の規定による助成金の交付決定後に行わなければならない。

（申請内容の変更）

第10条 第7条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る工事について、申請内容に変更が生じるときは、当該変更に係る工事に着手する前に、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付変更申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、助成金の額に変更がある場合に限る。

（1） 工事の変更内容を確認することができる書類

（2） 変更後の工事見積書（対象工事に要する費用の内訳及び宛名に交付決定者の氏名が明記されたもの）の写し

（3） その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付変更決定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 第7条第2項の規定は、前項の規定により助成金の交付変更の決定をする場合について準用する。

4 前条の規定は、申請内容の変更に係る工事の着手について準用する。この場合において、「第7条第1項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

（交付決定の地位の承継）

第11条 交付決定者が死亡又はその他やむを得ない事情がある場合において、第2条各号に掲げる要件をすべて満たす同居者は、交付決定のあった工事（変更交付決定のあった工事を含む。以下同じ。）を完了し助成金の交付を受ける意思があるときは、区長の承認を受けて、助成金の交付決定に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「地位承継申請者」という。）は、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付地位承継承認申請書（第8号様式）に、地位を承継する者であることを証する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付地位承継承認通知書（第9号様式）により地位承継申請者に通知するものとする。

（工事の中止）

第12条 交付決定者は、交付決定のあった工事を中止しようとするときは、あらかじめ台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度工事中止届出書（第10号様式）により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届け出があったときは、第6条の規定により行った交付申請は取り下げられたものとみなす。

#### （工事完了報告）

第13条 交付決定者は、交付決定のあった工事が完了したときは、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度工事完了報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、区長は、申請者等の同意を得て、公簿等により確認できる書類については、その添付を省略させることができる。

（1） 工事に係る領収書（宛名に交付決定者の氏名が明記されたもの）の写し

（2） 工事完了後の施工箇所の写真

（3） 申請者等の住民票の写し（第6条の規定による交付申請以後に対象住宅に住民登録を行った場合に限る。）

（4） その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、交付決定のあった工事の完了日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

#### （助成金の額の確定）

第14条 区長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、助成金の額を確定し、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金額確定通知書（第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

#### （助成金の請求）

第15条 前条の通知を受けた交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金請求書兼支払金口座振替依頼書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、交付決定者が前項の助成金の請求を助成金の額の確定の日から30日以内に行わないときは、助成金の請求権を辞退したものとみなす。

#### （交付決定の取消し）

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による助成金の交付決定又は第10条第2項の規定による助成金の交付変更決定（以下「交付決定等」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により交付決定等を受けたとき。

（2） 交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不適当と認めるとき。

2 前項の規定により交付決定等を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該取消しに係る助成金の返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条に規定する助成金の額の確定後においても適用する。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定者が、助成金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した不動産及び財産について、取得価格又は増加価格が50万円以上のものにあつては、交付決定の日の属する会計年度の終了後10年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に区長の承認なく、助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 交付決定者が、区長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合に、区長は、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し、必要な事項については、区長が別に定める。

別表（第4条関係）

項目	工事内容等
子供の安全確保に資する工事	(1) 手すりの取付工事
	(2) 段差の解消工事
	(3) 滑りの防止のための床材の変更等工事
	(4) 進入防止フェンスの設置工事
	(5) コンセント位置の移動、シャッター付コンセントの設置工事
	(6) 引き残しの確保のための扉の取替等工事
	(7) 柱、壁、造り付け家具等の面取り加工等工事
	(8) ドアストッパー等の設置工事
	(9) 指はさみ防止のための折戸取替等工事
	(10) 浴室扉の鍵の設置等工事
	(11) 人感センサー付玄関照明設置工事
	(12) 足元灯等の設置工事
	(13) 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置工事
	(14) チャイルドロックや立消え防止等の安全装置付調理機の設置工事
	(15) 子供の様子を把握しやすい対面形式キッチンの設置等工事
	(16) 和式トイレの洋式化工事
	(17) 浴槽の取替工事（跨ぎの低い浴槽へ取替）
子供の成長に伴うリフォーム工事	(18) 間取り変更工事（子供の様子を把握しやすい間取りへの変更、子供部屋の増設など）
	(19) 造り付け家具設置工事（収納、棚の増設等）

	(20) 遮音性、防音性が向上する床材、壁材への取替工事
その他	(21) 前各号の工事に付帯して必要と認められる工事、その他区長が認める工事

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際し、この要綱による改正前の台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。